

令和7年度行方市会計年度任用職員募集要項

I 職種

職種	採用予定 人員	受験資格・報酬月額・問合せ先
鳥獣害対策員	2名程度	<ul style="list-style-type: none">・パソコン操作(文章作成、表計算及びデータ入力)等の一般事務処理ができる方・普通自動車免許を有する方・わな猟免許を有する方(職務遂行上有効ですが、必須ではありません。) <p>[業務内容]鳥獣被害の相談受付・現地対応</p> <ul style="list-style-type: none">　　現地対応後の報告書等の作成　　捕獲業務の支援　　その他、課内業務の支援 <p>[応募条件]以下の要件をすべて満たす人</p> <ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害に係る相談受付および現地業務を遂行する能力がある人・鳥獣の捕獲(殺処分を含む)に対し、理解があり実施が可能である人・行方市在住者であること <p>[勤務時間]週35時間 原則として月曜日～金曜日</p> <ul style="list-style-type: none">　　午前8時30分～午後4時30分　　(1時間休憩有) <p>※勤務時間の変更(午前5時から午後10時までの間で1日7時間)、土日祝日勤務(振替・代休)の場合もあります。</p> <p>【報酬】(わな猟免許所持者)月額194,000円 程度 (わな猟免許未所持者)月額179,100円 程度</p> <p>【問合せ先】環境課 生活環境グループ</p>

応募資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党
　　その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法

(1) 職種:鳥獣害対策員

面接試験(個別面接等により、主として人物について評定を行います。)

3 試験日程及び会場

- (1)試験日程 令和7年12月10日(水) 受付開始:午前9時 説明開始:午前9時15分 試験開始:午前9時30分
 - (2)会場 行方市情報交流センター 茨城県行方市麻生1570番地1
- なお、説明開始時刻(午前9時15分)までに受付されなかった場合は、受験できません。

4 試験結果

令和7年12月中旬に市から受験者全員に通知します。

5 勤務条件等

- (1)任用期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※1か月は条件付採用期間
(その職が公務運営上必要で、かつ、1年間の勤務成績が良好な場合で公務運営上必要とする場合に限り、翌会計年度(1年間)において再任用されることもあります。)
- (2)報酬 上記表のとおり
- (3)費用弁償 通勤距離が2km以上の場合、交通費として片道の通勤距離に応じ別途支給します。
- (4)期末・勤勉手当 任用期間が半年以上でかつ、勤務時間が週15時間30分以上の場合は支給します。
基準日6月1日及び12月1日に在職している方が対象です。
- (5)勤務日・勤務時間 上記表のとおり
- (6)休暇 勤務条件に応じて、年次休暇、特別休暇(有給・無給)等が付与されます。
- (7)保険等 一定の条件を満たす場合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険(又は市町村非常勤職員の公務災害補償)が適用されます。
- (8)服務・評価 服務に関する規定が適用され、懲戒処分の対象となるとともに、人事評価を実施します。

6 配属先

鳥獣害対策課

7 申込方法

(1)提出書類

- ・「行方市会計年度任用職員申込書兼履歴書」
- ・資格を証明する書類の写し

(2)受付期限

令和7年12月8日(月)午後5時15分まで 必着
ただし、土・日・祝日は受付できません。

(郵便の場合は12月8日までに必着のものに限り受け付けます。ただし、履歴書等に不備があったときは再提出していただることになります。その場合、締切日までに間に合わないときは受付できません。)

(3)申込先

〒311-3892 行方市麻生1561番地の9
行方市 総務部 働き方改革課 行政経営グループ

8 採用予定期

令和8年1月1日

9 問合せ先

〒311-3892 行方市麻生1561番地の9
行方市 総務部 働き方改革課 行政経営グループ
電話 0299-72-0811(内線 360、362)
FAX 0299-72-1537
メール name-jinji@city.namegata.lg.jp